

持続可能な本道畑作・野菜政策等に関する提言

本道畑作農業は、専門的な農家が主体となり、重要品目である麦・大豆・てん菜・馬鈴しょを中心として、安全で安心な畑作物の安定供給を図るとともに、地域の製糖工場及びでん粉工場等と密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、TPP11や日米貿易協定など相次ぐ協定発効で国内農業への影響が懸念されるなか、コロナ禍による農産物需要の低迷やロシアのウクライナ侵攻による燃油、肥料などの生産資材の高騰で、我が国の農業経営に多大な影響を及ぼしており、国民への安定的な食料の供給が危惧される状況下にあります。とりわけ、燃油や肥料など生産資材を多く使用している畑作・野菜生産者の経営を圧迫しており、いざという時に備え平時からの持続的な畑作・野菜生産を可能とする国内自給を基本とした食料安全保障の強化が求められています。

そうしたなか、昨年直接支払交付金の単価が決定され、てん菜は大幅な単価の引き下げと交付対象数量の削減によって、本年は国が示した指標面積を大きく下回る作付となっており、適正な輪作体系を維持できない環境にあります。

一方、多くを輸入に依存する麦・大豆では、ウクライナ侵攻による穀物の逼迫で国内生産の拡大を促していますが、いまだにコロナ禍での需要減による流通の低迷などで価格低下を招くなどの課題もあることから、国の責務の下で出口対策や経営安定対策の強化が重要となっています。

また、野菜では、大消費地への輸送が北海道において重要なことから、ドライバー不足やJR貨物の存続問題などで円滑な流通への整備が喫緊の課題となっており、安全で安心な国産野菜の安定供給を図る観点から、輸送問題も含め野菜政策の拡充・強化が必要となっています。

については、本道畑作・野菜政策において、生産現場の意見を十分に踏まえ、持続可能となる万全な政策を講ずるよう下記のとおり提言致します。

記

I. 畑作物における国境措置の確保について

1. 米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対

- 1) 米国の生馬鈴しょの輸入解禁要請から3年が経過しているが、協議過程が公表されていないことや、生産現場では解禁に向けた協議が進められているなどと不安を抱いていることから、主産地への定期的な協議状況の情報提供を行うこと。
- 2) 道内で発生しているシロシストセンチュウの原因がいまだに究明できない状況にあり、新たな病害虫の侵入の危険性が高まるなど国産馬鈴しょ生産に甚大な影響を及ぼすことから、病害虫侵入・蔓延防止のためのリスク回避のみならず、国産馬鈴しょの安定生産に向けた観点から絶対に認めないこと。

2. 植物防疫検査体制の拡充・強化

米国産ポテトチップ加工用馬鈴しょの輸入期間の撤廃以降、4万トンを超えて輸入されるなど新たな病害虫の侵入などで馬鈴しょ生産への影響が危惧されることから、輸入産地への現地調査回数の拡大や検査員の増員及び検査件数の拡大を図る予算の確保など植物防疫検査体制を拡充・強化すること。

3. TPP11、日米貿易協定などの協定発効後の影響検証

TPP11及び日EU・EPA協定、日米貿易協定、RCEPなどについては、我が国の農業における小麦、砂糖、澱粉や野菜などに甚大な影響を及ぼしかねない協定であることから協定内容を再検証し、発効後の影響を公表するとともに、影響如何によっては国内対策の強化を図ること。

4. 日米貿易協定の第2段階交渉や各国との交渉の農畜産物の関税撤廃除外

日米貿易協定における第2段階交渉については、農産品が対象範囲とならないよう引き続き毅然とした姿勢で臨むこと。また、中国のTPP加盟に対しては、国内農業への影響が懸念されることから慎重に対応すること。

併せて、各国とのEPA/FTA交渉にあたっては、農畜産物の関税撤廃・削減の対象から除外するとともに、麦、砂糖、でん粉、小豆等は適切な国境措置を堅持すること。

5. IPEF（インド太平洋経済枠組み）における関税交渉の除外

IPEFについては、貿易分野で関税交渉とならないよう対応するとともに、植物防疫検査や残留農薬基準など非関税障壁に対しても、日本の安全・安心な基準が緩和されることがないよう毅然たる姿勢で臨むこと。

II. 持続的な畑作農業の政策確立について

1. 畑作物の自給率向上、食料・農業・農村基本計画の実効性確保

平時からの食料安全保障の強化を図る観点からも、畑作物においても国産自給を基本とした国内生産の増大を図り、自給率向上に努めること。また、食料・農業・農村基本計画の生産努力目標に対する達成度を毎年検証するとともに、未達成品目に対しては、具体的な施策や生産振興を図る政策を充実・強化し、十分な予算措置を図ること。

2. 経営所得安定対策の算定改善と経営セーフティネット対策の強化

- 1) 現行の経営所得安定対策の算定方式については、急激な生産コスト上昇が算定に反映されないことから、適切なコストと販売価格による算定を可能とする方式に改善すること。
- 2) 収入保険制度については、他の制度でも補償限度額及び支払率の両方を設定する制度はないことを踏まえ、補償限度額の引き上げや自己責任分の撤廃などセーフティネット機能が発揮されるよう制度の強化を図ること。
- 3) 農業共済制度及び収入減少影響緩和対策について、将来にわたって経営安定に資する農業者のセーフティネット対策として重要な役割を担っているため、現行制度を堅持するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

3. 合理的輪作体系の維持を図る畑作物の事業の構築と十分な予算確保

- 1) 需要に応じた生産への政策によって、輪作体系に支障をきたしていることから、輸入に頼らない国内生産を基本とした新たな政策方向に沿って、将来にわたり畑作物の合理的な輪作体系の維持・確立を図るための緑肥作物の導入や豊凶時における畑作物の備蓄、輸出体制の整備など畑作物の総合的な政策を推進する事業を措置すること。
- 2) 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業については、畑作物の輪作体系を維持する事業に改善するとともに、産地の生産基盤を強化する施設整備・機械導入等へ支援や畑作物の生産振興を図る内容に充実し、当初予算として十分に措置すること。

4. 大規模畑作農業における省力化対策

畑作農業においては、恒常的な労働力不足の解消に向けて、労働力確保対策の充実・強化を図るとともに、畑作物の安定的な作付・生産を推進するためのコントラクター組織や高性能農業機械の導入などへの支援のほか、投資負担が大きいスマート農業の定着化に向けては、生産者負担の軽減策を講ずること。

5. 担い手育成対策の予算確保

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、引き続き国が財政負担する事業として継続するとともに、十分な予算を確保すること。

Ⅲ. 畑作物の生産振興策の充実・需要確保対策の強化について

<てん菜・馬鈴しょ対策>

1. てん菜の安定生産に向けた調整金の赤字解消と在庫対策への財政措置

- 1) てん菜の交付金単価の引き下げや交付金対象数量の削減によって、本年の作付面積が大幅に減少し、畑作物の輪作体系や製糖工場の存続にも大きな影響を及ぼしていることから、てん菜が安心して作付け出来る対策を構築すること。
また、「生産構造対策」（3億円）については、TPP対策として措置された当初の目的に沿って、確実に毎年交付すること。

- 2) 砂糖在庫の累積や調整金収支の赤字の増加は、コロナ禍による砂糖需要の大幅な減少の影響が大きく起因しているため、国による調整金収支の赤字解消や在庫処理対策などの財政措置を講ずるとともに、糖価調整制度においては、輸入糖からの調整金財源のみならず財政補填を図る仕組みとするなど抜本的に見直しすること。

- 3) 人口減少や長引くコロナ禍等による砂糖消費の落ち込みで、在庫がさらに積みあがっていることから、人工甘味料からの置き換えに対する支援など国産砂糖の需要喚起・拡大を行い、国の支援によりコロナ前までの適正な在庫量に戻すよう需給環境の改善策を講ずること。

- 4) 効率的なてん菜原料の受け入れと工場への搬入を図るため、トラックドライバーの確保などによる円滑な輸送を図るための国の支援策を講ずること。特に、本別製糖所の砂糖生産終了に伴い、受け入れ先の変更で原料搬入に支障をきたさない輸送体制の整備など国が支援すること。

2. ジャガイモシロシストセンチュウ対策の強化

- 1) ジャガイモシロシストセンチュウについては、あらためて遺伝子解析などを行い、感染ルートを早期に解明するとともに、早期の馬鈴しょ作付再開に向けて、根絶するまで継続的に対策を措置し、万全な予算を確保すること。
- 2) 生産現場のニーズに即した抵抗性品種の早期開発・普及、洗浄施設の整備など国の支援策を拡充・強化するとともに、当該市町村における運送事業者の農産物集出荷コストの増加に対する支援など蔓延防止策への新たな支援を講ずること。

3. 種子馬鈴しょの安定生産対策の強化・品質向上対策

種子馬鈴しょ生産については、高齢化で後継者も育っておらず、手間と経費がかかり、所得にも結び付いていない状況にあることから、増産を図る生産体制の構築や所得確保に向けた対策を拡充・強化すること。併せて、生産現場にあった対応が図れるよう事業の弾力的な運用を早急に図ること。

また、農研機構種苗管理センターなどへの財政支援を強化し、人材の確保や種子の徹底管理、原原種の品質向上を図ること。

<麦・豆対策>

1. 内麦優先の原則堅持と需要喚起・拡大対策

1) 国産麦の安定供給を図るため、国家貿易品目と内麦優先の原則を堅持し、パン・中華めん用への生産振興策を継続・強化するとともに、輸入麦の政府売渡価格の価格抑制によってマークアップ財源が減少するため、経営安定対策の財源不足が生じないよう万全な予算を措置すること。

併せて、国際価格と連動した国産麦の指標価格も抑制されることから、コスト上昇分を適正に反映させる別途対策を講ずること。

2) 輸入依存度の高い小麦については、食料安全保障の強化を図るため、世界情勢の変化に対応した国産麦の生産振興、地域に合った収量増に繋がる品種改良の促進を図ること。また、国産麦の需要喚起・拡大対策を拡充するとともに、外国産麦から切り替えるための用途に応じた技術支援など、企業の要望に対応した具体的な支援策を講ずること。

2. 国産大豆の安定生産・需要拡大対策

国産大豆の安定生産を図るため、基本計画の目標に沿って生産された大豆については、国の責務で確実な販路確保を図るとともに、輸入大豆からの置き換えなど国産大豆の利用促進に対する支援策を講ずること。

3. 小豆・いんげんの所得確保を図る制度の構築と需要拡大対策

小豆・いんげんについては、更なる需要拡大・販売促進対策を拡充強化し、所得確保を図る体制を構築するとともに、安定生産に向けた作付維持対策（契約栽培、機械導入などの支援など）を講ずること。

また、国内需給動向を勘案した関税割当制度の適正な運用や輸入品から国産品への置き換えなどを図り、農業者が安定的に生産できる制度を講ずること。

IV. 野菜政策の強化を図る支援策の拡充・強化などについて

1. 野菜価格安定制度の堅持と拡充・強化

野菜価格安定制度については、産地形成に取り組む野菜農家のセーフティネット対策として不可欠であるため、将来にわたって安定的な運用が図られる制度として堅持すること。

また、野菜は労働力・生産コストが掛かることから、保証基準額の引き上げや国の抛出割合を高めるなどの制度の拡充・強化を図ること。

2. 本道野菜の安定供給に係る円滑な輸送体制の確立への支援

北海道のJR 鉄道については、道民の公共交通として重要な役割を果たしており、また、地域経済を支えるうえでも欠かせないことから、鉄道輸送の維持を図る国費予算を確保すること。

併せて、道産野菜の消費地への安定供給や効率的な輸送を図るため、JR 貨物の存続やスマート技術を活用した新たな仕組みの検討によるトラックの運転手不足の解消など円滑な輸送体制を整備すること。

3. 再生産可能な制度の構築と生産者の負担軽減対策

野菜など農産物の販売価格は、物価上昇などの転嫁が難しい環境にあることから、国内野菜生産の安定的な供給を図るため、再生産可能な制度を構築するとともに、輸送コストに対しては大消費地から遠隔地である条件不利地対策として、手厚い支援策を講じて生産者の負担軽減を図ること。

V. 食の安全・安心に関する制度の厳格化について

1. 輸入農産物の残留農薬基準の厳格化や植物防疫検査の強化などにより、消費者への安全・安心を確保すること。

2. ゲノム編集で作られた農作物等による食品については、消費者に不安の声も多くあることから、安全性の科学的な検証・検出手法を早急に確立すること。

また、ゲノム編集食品における原料使用表示を義務化するなど購入者が選択できるように早期に実施すること。

VI. 肥料高騰対策等の拡充強化と生産資材の安定的な確保について

1. 肥料価格高騰対策については、全国一律で決定する価格高騰率との乖離が大きく、十分な補てん対策となっていないため、確実に高騰分が反映できるよう別途の対策を講ずること。

また、本年度も肥料価格が高止まりしており、経営を圧迫しているため、コロナ禍前の平時価格からの農家個々の上昇分が補てんされる対策に改善し、対策を継続すること。

2. 食料の安定供給を図る観点から、国の責務のもとで生産資材を安定的に確保するとともに、肥料以外の生産資材等の高騰対策を新たに講ずること。

2023（令和5）年 7月

北海道農民連盟

委員長 大久保 明義